

茨城県の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る 本県疫学関連農場の移動制限の解除について

令和5年2月2日（木）に茨城県の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴い、疫学関連農場として移動制限していた蔵王町の家きん農場について、防疫指針に基づく検査を実施した結果、陰性を確認しました。

このことから、農林水産省と協議し、疫学関連農場の移動制限を解除しましたので、お知らせします。

1 疫学関連農場の移動制限解除

所在地 蔵王町

飼養羽数 家きん（あひる）約600羽

解除日時 令和5年2月17日（金） 午後4時40分

2 これまでの経緯

令和5年2月2日（木）

午前10時 疑似患畜

午前10時35分 殺処分完了（疑似患畜 108羽（速報値））

午後 1時30分 汚染物品の処理、家きん舎の清掃・消毒が終了し、
防疫措置完了

令和5年2月17日（金）

午前 9時30分 移動制限解除のための検査を開始

午後 4時40分 防疫指針に基づく検査（臨床検査,簡易検査,抗体検査）
で陰性を確認。農林水産省と協議し、移動制限を解除

3 その他

当該家きん農場は、高病原性鳥インフルエンザの発生農場ではないことから、移動制限区域（※1）及び搬出制限区域（※2）は設置せず、消毒ポイントも設置していません。

※1 移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の区域

※2 搬出制限区域：発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域